

福島県沖地震 被災者支援制度のご案内

総合相談窓口

■時間／午前9時～午後4時30分(平日のみ)
■場所／市役所1階
■問／☎572-5835
■内容／罹災証明、各種支援制度など

罹災証明書に関すること

■問／総合相談窓口 ☎572-5835
市が住宅の被災状況の現地調査を行い、被害の程度を判定し発行する証明書です。各種支援制度などを受ける際に必要になることがあります。

- 対象／家屋・自己所有地の土砂崩れなどの不動産、家財などの動産
※動産は「一部損壊」の判定
■必要書類／①罹災した家屋や家財の写真
②本人確認書類(免許証など)代理申請の場合は申請者と代理人本人の確認書類
■手続きの流れ
①罹災証明交付申請の提出／(市役所・各支所の窓口・郵送・オンラインで受け付け)
②書類審査
③現地確認
④被害認定
⑤罹災証明書の交付

各種支援制度一覧

生活資金などに関すること
●災害見舞金
●被災者生活再建支援制度
●災害援護資金貸付制度
住まいに関すること
●被災建築物の応急危険度判定
●倒壊のおそれのあるブロック塀などの撤去について
●住宅の応急修理
●市営住宅への仮入居
税金および減免・免除などに関すること
●市県民税(所得税)雑損控除
●個人市・県民税の減免
●固定資産税・都市計画税の減免
●国民健康保険税の減免
●介護保険料の減免
●後期高齢者医療の減免
●国民年金保険料の減免
●介護サービス利用料の減免
●児童扶養手当の特別措置
●母子父子寡婦福祉資金
●特別児童扶養手当等の特別措置
●障がい者の肢体不自由児通所医療費 および療養介護医療費の利用者負担額の減免措置
●障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具費 および地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置
●障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置
学校に関すること
●就学支援制度

※3月12日現在

「令和3年2月13日発生 福島県沖地震関連情報」を随時更新中です。最新情報など詳しくは市ホームページをご覧ください。



受 彰 団 体



太平寺町会自主防災会

地元企業と地域防災協定を締結し、水害時などの避難施設の確保や、地元遊技場駐車場を一時避難場所としての確保を行い、地域住民や近隣住民の受け入れ態勢を整備している。



渡利北部・中江扇田・渡利春日町会自主防災部

三つの組織が合同で訓練を実施し、防災の基本である「自助」・「共助」に加え、近くの人が近くの人を助ける「近助」のつながりを大切にして活動を行っている。
複数組織での受賞は初。

2月19日(金)、キョウワグループ・テルサホールで、令和2年度優良自主防災組織の表彰式を行いました。
今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先に考え、関係団体のみで行い、毎年同時に開催をしている「市防災講演会」については中止しました。
※表彰式の模様は、こちらから動画でご覧いただけます。



令和2年度 自主防災組織表彰式

■問／危機管理室 ☎525-3793

防災と災害情報メールマガジンについて

現在システム更新のため、一時的に登録を停止させていただいております。登録の再開につきましては、決定次第市ホームページなどでお知らせします。

●問／危機管理室 ☎525-3793